

医療福祉相談室

平成18年度医療改正

ご存じですか？

リハビリ・食事負担・医療費負担・医療区分

私達ソーシャルワーカーはこのような制度と向き合いつつみんなのそして私達の生活が良くなるよう社会に働きかけています。分かりづらい制度ですが、まずは知つておきましょう。

その一貫として当院ではあきる野市の協力を得、あきる野市報を外来待合室にご用意する事にしました。毎月の1日・15日です。是非、ご覧になつて下さい。

最後にいつもこの紙面では書いていますが、「ご不明な点やご心配な事がありましたら、遠慮なく医療福祉相談室をお尋ね下さい。今後とも宜しくお願い致し

関係機関が要、書等で改善を要求してい
ますが、これが「この先づくと?」はた
また、もつと厳くなる!! 状況が予想
されます。自己責任の中で物事を解決で
きるうちはいいのですが、病気をしたり
障害をおったり、年をとつたりすると、
元気なうちは出来ていた事ができなくな
ります。そうした時に初めて「世の中ど
うなつていいの?」と言つた所で、
「これが制度です。これがルールです」
と言わされてしまえば・・・

平成一八年度医療制度改正は、大きな項目でリハビリテーション・疾患別の日数上限、脳血管（180日）、運動器（150日）、呼吸器（90日）、心疾患（150日）が改正され、現在リハビリをお受けになつている患者様には、大変きびしい改正となりました。4月施行ですので、医療保険の日数上限が終了し、10月には介護保険に切り替えられた患者様が多数かと思います。

また、7月には医療養病棟で医療区分が導入され、区分3（医療度高い）～2・1（医療度低い）に分類され、新聞などでは医療度の低い医療区分1の患者様の療養先がなくなるのではないかといった問題が指摘されていました。この医療区分と平行し、今年の10月から70歳以上の療養病棟に入院している患者様を対象とする「食事の自己負担額が変更され、患者様のご負担が増加しています。高額療養費の自己負担額（外来・入院）も10月1日から変更になつていますので、患者様負担は増えることはあつても減ることはない改正の内容です。

在宅介護でお悩みの方々、一人で悩まず、お近くの在宅介護支援センターへ相談されてみてはいかがですか？

(1) **役割**
地域高齢者及びそのご家族から
あらゆる相談をお受けして、各種
サービス機関へ橋渡しをいたしま
す。

② **業務内容**

相談業務（介護保険・高齢者福
祉施策・一般施策・福祉用具・在
宅改修・その他、医療・精神、家
族、経済問題）、継続的な見守り
申請代行、関連諸機関との連絡調
整、家族介護者教室の開催など。

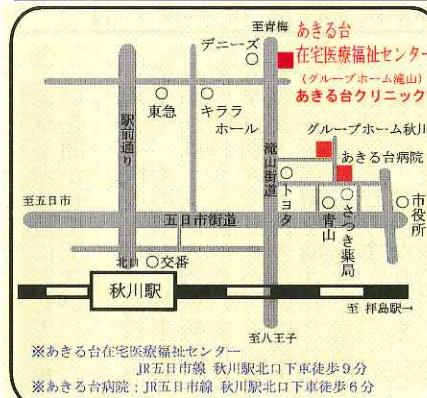
③ **相談経路**

本人、家族、近隣住人、民委委
員、ふれあい福祉委員、医療機関
福祉機関、行政機関など。

平成一七年八月一日、あきる野市への委託により、「在宅介護支援センター　あきる台」が開設されはや1年が経過しました。現在までの相談件数は多数件に上り、地域高齢者の方々の在宅生活支援に微力ながら力添えをさせて頂いております。あきる野市には、他に2カ所の在宅介護支援センターがあり、私共同様に地域支援にあたっています。

ところで、皆さんは在宅介護支援センターがいつたいどのようなものかご存じでしようか?全く初めて耳にする方が殆どかと思いまので、ここで在宅介護支援センターの役割を改めて紹介させて頂きます。

在宅介護支援センターあきる台
あきる野市民の皆様に支えられて開設1年たちました！



在宅介護支援センターあきる台 Tel.550-6101 担当：楢・藤田
地区：引田、淵上、上代継、下代継、秋川、油平、
牛沼、雨間、秋留、野辺、切欠

在宅介護支援センターあたご苑 Tel.596-5178 担当:八代
地区:五日市地区

在宅介護支援センター和敬園 Tel558-6116 担当：杉野森
地区：菅生、瀬戸岡、草花、原小宮、平沢、平沢東、
二宮、二宮東、小川、小川東

介護保険の相談は

□ お問い合わせ □
TEL : 042-550-6101



あきる台病院 ケア・サービス

訪問看護・訪問介護・居宅療養管理指導
居宅護支援・通所リハビリ・訪問リハビリ

確かな技術

快適性
安 心

人間ドック



あきる台病院 健診センター

皆様の健康を、心・身・社会の観点から多角的に
ままチェック・確認し、適切なサービスで支援します

□ お問い合わせ・ご予約はこちらまで □
TEL: 042-559-5449 / 2943 (直通)